

様式 1

(様式 1 の 2 についても同様)

該当する方を○で囲むこと

特定工場新設 **(変更)** 届出書(一般用)

平成 年 月 日

八王子市長 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇 1-1-1

①参照 → 届出者 氏名又は名称 〇〇〇食品株式会社
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 (担当者) 〇〇課 〇〇
 電 話 〇〇-〇〇〇〇〇〇 実務担当者を記入

備考 8 参照 →

工場立地法第 6 条第 1 項(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。)附則第 3 条第 1 項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都八王子市△△ 2-2-2			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	食パン 菓子パン (0971) パン製造業			
3	特定工場の敷地面積	変更前	52,564 m ²	変更後	55,568 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	6,892 m ²	変更後	7,352 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙 3 のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4 のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 備考 5、③参照 →	造成工事等			
		施設の設置工事	平成 25 年 4 月 1 日		
※整理番号		※ 備 考			
※受理年月日					
※審査結果					

備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。

- 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を、それぞれ除く。)に記載すること。
- 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は 8 欄を、それぞれ除く。)に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 標題の該当する条項に下線を引くこと。(文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。)

- ① 代理人が届け出る場合は下記のとおり 2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。
(57参照)

代表者及び代理人の両者に変更がない場合は、次回の届出からは委任状の写しを添付すればよい。

〇〇〇工業株式会社 東京都〇〇区〇〇1-2-3 代表取締役 社 長
代理人 〇〇工業株式会社 八王子工場 東京都八王子市△△4-5-6 八王子工場長 印

- ② 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙1、2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様にする。
- ③ 9欄では、敷地の増減のみの変更は、「造成工事等」の欄に記入する。
- ④ 短縮申請の場合は、様式1の2(39頁参照)により届け出ること。